

施術所に係る手続きについて

いわき市保健所総務課医事薬事係

TEL : 0246-27-8590

1 開設について

(1) 開設までの手順

- ①事前相談（構造設備及び名称等について、あらかじめご相談ください）
- ↓
- ②開設
- ↓
- ③施術所開設届の提出（開設後10日以内に、保健所へ届け出てください）
- ↓
- ④検査（保健所職員が施術所の検査を実施します。）

(2) 提出書類

開設後10日以内に、次の書類を保健所へ提出してください。

- ① 開設届(保健所窓口で受け取る、または市ホームページよりダウンロードしてください)
※提出は1部ですが、控えが必要な場合は2部作成してください。1部に受付印を押して返却します。
- ② 施術者の免許証の写し(免許証原本と照合しますので、原本も窓口にお持ちください)
- ③ 施術所の平面図(施術室、待合室の表示及び面積、換気装置の位置を記入してください)
- ④ 本人を確認できる書類（運転免許証等）の提示(開設者及び従事する施術者全員)

2 構造設備基準

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律（以下、あはき法）及び柔道整復師法の各施行規則において、施術所の構造設備基準が下記のとおり規定されていますので、適合するようにしてください。

- ① 6.6 m²以上の専用の施術室を有すること。
※施術室は、施術以外の用途（医療類似行為や介護サービス等）では使用不可
- ② 3.3 m²以上の待合室を有すること。
- ③ 施術室は、室面積の1/7以上に相当する部分を外気に開放できること。
ただし、これに代わるべき適当な換気装置があるときはこの限りでない。
- ④ 施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること。
- ⑤ 施術室は、他の施設と区画されていること

※住居・店舗等と同一建物内に施術所を開設する場合は、構造上独立していること

3 衛生上の措置

あはき法及び柔道整復師法の各施行規則により衛生上必要な措置が下記のとおり規定されています。施術室の清潔、採光・照明及び換気また、使用する物品の管理には十分気をつけてください。

- ① 常に清潔に保つこと
- ② 採光・照明及び換気を充分にすること

4 名称に関する規制

医療法及び医師法に抵触するような名称は使用することができません。

- (1) 医療法に抵触する事例
○○○治療院、○○○診療院等
- (2) 医師法に抵触する事例
鍼灸医○○、中国鍼医○○等

- ・ 医療法第3条「病院又は診療所でないものは、これに病院、診療所等に紛らわしい名称を付けてはならない」
- ・ 医師法第18条「医師でなければ、医師又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない」

5 広告に関する規制

あはき法及び柔道整復師法により定められた事項以外は広告できません。

<広告できない例>

各種保険適用、適応症（肩こり、腰痛、骨折、交通事故）、女性専用、施術料金等

(広告できる事項)

- ① 施術者である旨並びにその氏名及び住所
- ② 業務の種類（あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業）
※柔道整復師を除く
- ③ 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- ④ 施術日又は施術時間
- ⑤ その他厚生労働大臣が指定する事項：もみりようじ、やいと、えつ、小児鍼（はり）、ほねつぎ（又は接骨）、予約に基づく施術の実施、休日又は夜間における施術の実施、出張による施術の実施、駐車設備に関する事項、医療保険療養費支給申請ができる旨（申請については、医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る）

6 出張専門業務について(あはきのみ)

あはき法に基づき、専ら出張のみによる業務を開始する場合や届出事項に変更があった場合、業務を休止、再開又は廃止した場合は、事由発生日より10日以内に保健所へ届け出てください。

※提出は1部ですが、控えが必要な場合は2部作成してください。1部に受付印を押して返却します。

※すでに施術所を開設している場合は、出張専門業務開始届の提出は必要ありません。

※柔道整復師による出張専門業務は認められていません。

※事業所を住所として届け出ることや法人名義で届け出ることとはできません。

※原本確認を行った本人を確認できる書類（運転免許証等）については、写しを取らせていただきます

届出の種類	内容	添付書類
出張専門業務開始届	業務を開始したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施術者の免許証の写し（原本を持参する） ・ 本人を確認できる書類（運転免許証等）を窓口で提示
施術所開設届出事項変更届	氏名を変更したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更後の氏名を確認できる書類（運転免許証等）を窓口で提示
廃止・休止・再開届	業務を休止、再開又は廃止したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ なし

7 その他届出について

あはき法及び柔道整復師法に基づき、開設届出事項に変更があった場合や施術所を休止、再開又は廃止した場合は、事由発生日より10日以内に保健所へ届け出てください。

※提出は1部ですが、控えが必要な場合は2部作成してください。1部に受付印を押して返却します。

※原本確認を行った本人を確認できる書類（運転免許証等）については、写しを取らせていただきます。

届出の種類	内容	添付書類
施術所開設届出事項変更届	開設者の氏名及び住所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更のわかる書類を窓口で提示 （個人：運転免許証等、法人：登記事項証明書等） ※開設者の変更（親→子、法人→別の法人等）は、新たに開設届が必要です
	施術所の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・ なし
	構造設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更前後の平面図
	業務に従事する施術者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに追加する施術者の免許証の写し（原本を持参する） ・ 追加する施術者の本人を確認できる書類（運転免許証等）を窓口で提示
	業務の種類（あはきのみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・ なし
廃止・休止・再開届	施術所の廃止・休止・再開	<ul style="list-style-type: none"> ・ なし

○各種様式は、保健所窓口で受け取り又は市ホームページよりダウンロードしてご使用ください